

平成28年第4回(7月)大郷町議会臨時会会議録第1号

平成28年7月29日(金)

応招議員(14名)

1番	赤間茂幸君	2番	大友三男君
3番	佐藤千加雄君	4番	石川壽和君
5番	若生寛君	6番	赤間滋君
7番	和賀直義君	8番	高橋重信君
9番	石垣正博君	10番	高橋壽一君
11番	石川秀雄君	12番	千葉勇治君
13番	吉田茂美君	14番	石川良彦君

出席議員(14名)

応招議員と同じ

欠席議員(0名)

なし

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	赤間正幸君	副町長	吉田喜久夫君
教育長	大友正隆君	総務課長	小畑正勝君
企画財政課長	千葉伸吾君	まちづくり推進課長	遠藤龍太郎君
税務課長	武藤弘子君	町民課長	鎌田光一君
保健福祉課長	残間俊典君	農政商工課長	伊藤長治君
地域整備課長	三浦光君	会計管理者	熊谷智子君
教育課長	浅野辰夫君	公民館長	遠藤努君

事務局出席職員氏名

事務局長 櫻井真江 次長 千葉恭啓 主事 佐藤聖大

議事日程第1号

平成28年7月29日(金曜日) 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

- 日程第3 議案第41号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第42号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第5 議案第43号 平成28年度大郷町一般会計補正予算(第2号)

本日の会議に付した案件

議事日程と同じ

午 前 10時00分 開 会

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第4回大郷町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

ここで町長より御挨拶をいただきます。

町長（赤間正幸君） 皆さん、おはようございます。平成28年第4回大郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、大変、議員の皆様方には御多用中のところご出席を賜りありがとうございます。そしてまた、常日ごろ、町民皆様方、議員皆様方の御理解のもと、町政運営順調に執行いたしているところであり、改めて御礼申し上げたいと思います。本当に毎日のように鬱陶しい日が続いておりましたけれども、ここにきて、きょうあたり梅雨明け宣言がされるのかなと期待しておるところでございます。先日、27日の日に町道長福寺東成田線沿岸部に対する土砂搬出のためのダンプの往来が大変多く、そうした中で舗装の損傷も著しく激しく傷んでいっている中で、今日まで何年となく、その事業に対する補償を国、県に要望してまいったところでありましてけれども丁度、27日に午後から土井国交副大臣がお見えになりました。そうした中で、整備局、北上川工事事務所長、そしてまた県土木の皆様方においていただきまして、現地の視察調査をしていただいたところでございます。今後どのような補償、対応に期待をしているところではありますが、なお一層の要望活動を行ってまいりたいと思っているところでもあります。先日職員の不祥事によりまして、全員協議会をお願いしたところございました。そうした中で、

本当にあつてはならない職員の支払行為、支払に自ら自分の金を出し、そして会計管理者の氏名を使って振り込んだという、本当に大変議会の皆様方には、私の力不足により御迷惑をおかけしたことに對して、心から謝罪を申し上げるところであります。大変申し訳ございませんでした。そうした中で、きょうは、議案第 41 号から議案第 43 号まで提案をいたしますが、それぞれ関係課長から詳細に説明申し上げますので、慎重な審議を賜りながら、御可決賜りますように心からお願い申し上げまして開会にあたりましてお詫びと、挨拶とさせていただきたいと思ひます。本日は、大変御苦勞様でございました。

議長（石川良彦君） 以上で、町長の挨拶を終わります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 110 条の規定により 4 番石川壽和議員及び 5 番若生寛議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

議長（石川良彦君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間としたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。よつて、会期は本日 1 日間と決定しました。

日程第 3 議案第 41 号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第 3 議案第 41 号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（小畑正勝）

議案第 41 号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正

する条例、平成 28 年大郷町条例第第 9 号の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 28 年 7 月 29 日提出

大郷町長 赤 間 正 幸

今回の条例改正の主な理由を申し上げます。今回の条例改正につきましては、7月25日の議員 全員協議会で申しあげました町職員の業務委託料支払事務の公金処理不適正に係る、町の職員分限懲戒審査会の審査結果を受け、7月19日に分限及び懲戒処分を行ったことに関して、職員の任命権者並びに総管理監督権者として一定の責任を負うという判断をいたしました。このことによりまして、町長、副町長、教育長の月額給料の減額を行うため、本条例の改正をするものでございます。今回の条例改正は、期間限定でございますので、附則での改正とするものでございます。それでは別紙について御説明を申し上げます。2ページです。今回の内容については、附則の改正でございます。附則第2条の次に1条を加え、給料の支給の減額をするものです。第3条第1項は、町長の本年8月分の給料に限り、月額給料から100分の10を減じた額を支給するものです。第3条第2項は、副町長及び教育長の今年8月分の給料に限り月額給料から100分の5を減じた額を支給するものでございます。附則としまして、施行日を平成28年8月1日とするものでございます。以上議案第41号について、よろしく御審議のうえ御可決賜りますようお願いし、提案理由の説明といたします。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治議員） 数点お聞きしておきたいのですが。今回の条例改正は、この問題の責任を取るといような形でございますが、そもそもその問題について、やはり再発防止という視点から捉えて議論しなければならないと考えておりますが、先日の説明におきましては、この職員は過去にもあったと。昨年の11月26日に32,400円ほど立て替えて、5月24日、ことしの5月24日に戒告という処分を受けていると。今回4月28日に処理をして、7月19日に今回の処分だということですが、このことについて、もう少し、5月24日の戒告を出す段階で、このことが調査を既に5月24日の戒告を受ける段階では、4月28日に今回の事件が発生しているわけですから、調査の仕方によっては、この段階で

掴めるはずだったと思うのですが、それがなぜ落ちてしまったのかお聞きしたいと思います。今回の分限懲戒審査会、これについて、今回はどういうメンバーで開催されたのか、また、前は分限懲戒の審査会が開かれていたのかどうか、開催されたとすれば、どういうメンバーで実施されたのかお聞きしたいと思います。それから先日もお話ししましたが、この町に申請している交付金について、支払について、町では今のシステムでは、町の金融関係から、金融機関から支払うということで、その支払う相手方の口座には、何月分とかという明細はないということでございますが、そのシステムを改修するためにはかなりの金額がかかるということでございますが、やはり、そういう点では相手方にも、せめていつごろの分が入ったのか分かるような、そういう簡単なシステムの改修ができないものなのか、改めてその辺の考え方、また、そういう相手方にわかるようなシステムを作ることによっていくらかの費用がかかるものなのか、その辺の状況についてお聞きしたいと思います。なお、戻りますが、今回の分限懲戒審査会の中では、今回のことについてはお聞きしたのですが、総務課長、企画財政課長、保健福祉課長、教育課長と4人が審査委員と、そしてそこに会長ということで、副町長が入って対応したということでございますが、今回、戒告を受けた教育課長も審査委員として入っているわけですが、教育課長も戒告を受けているわけですが、その中で果たして町長が任命する教育課長が、この分限の審査委員会の委員として、はたして妥当だったのかどうか、自分のことについて、自分がその審査委員の立場になるということは極めて正しい判断からする場合に問題があるのではないかと思います。これは、命じた町長の考えが甘すぎるのではないかと思います。本当に再発防止をするためには、その辺の審査会から厳しい対応が求められるべきだと思います。そういう点では甘いと考えるわけでありませう。そういう点で、今回の分限懲戒審査会のメンバーはわかるのですが、以前の5月24日に戒告を出した際の分限懲戒審査会のメンバーを改めてお聞きしておきたいと思います。それから、今回、自らが立て替えたということでございますが、その後の処理について、どのような対応をされているのか、会計システムでそれを、立て替えた方に、何らかの形で対応されているのか、お聞きしておきたいと思います。以上です。

議長（石川良彦君） 答弁願います。 副町長。

副町長（吉田喜久夫君） 答弁いたします。答弁の前に、このような事案が発生し今回の条例改正の提案に至っていることにつきまして、私の立場か

らも深くお詫びを申し上げたいと思います。大変申し訳ございませんでした。まず、過去といいますか、前に起きた件についての審査会でございますけれども、これについては実施をしております。審査会のメンバーにつきましては、今回の審査会と同様でございます、総務課長、企画財政課長、保健福祉課長、教育課長、そして私が審査会の会長という立場でございます。前回の調査の仕方でございますけれども、これにつきましては、関係者のほうから報告書が出されました。それにつきましては、委員会の中で精査をした中で、結論付を出した訳でございますけれども、その中におきまして当事者に対しまして、いわゆる弁明の機会を与え、この報告の内容と相違する部分はないかどうかについても調査をいたしました。その際に、今回といいますか、そのほかにこういった事案はないのかという聞き取りもしておりましたが、その時点で、これ以外にこういった事案はないということでございましたので、戒告という処分を下したところでございます。それから、今回の処分にあたりましては、審査会を開催し、本人からの弁明の機会も同じように与え実施をいたしました。なおかつ、それに加えて担当職員が、前勤務地に勤務をしておりました、過去4年間の支払の状況につきまして確認を事務的に担当課のほうで確認をし、それ以外にはこういった不適切な事案は出てこなかったという状況でございます。なお、委員の構成についての審査会の委員の構成についても御質問がございましたけれども、これにつきましては、いわゆる教育課長が当時の上司であるという御質問であろうかと思いますが、当時の教育課の事務処理の体制、あるいは事実関係につきまして、委員としての発言もいただき、なお、今回関係した当事者の処分の決定にあたりましては、除斥を願ったところでございます。したがって、事実関係の経緯、あるいは詳細について確認の行為を行ったということでございます。それから、今回のいわゆる、当事者自らのお金を業務委託先に支払っております。これにつきましては、出納閉鎖の期間が終了しております。したがって、本日、3つ目の議案の中で、補正予算の提案をさせていただいておるところでございますが、これによりまして平成28年度の中で予算措置をし、町として改めて町の公金を業務委託先の方へお支払するという形になります。そして、既に、当事者が業務先に支払ったお金につきましては、町のほうに返還していただきまして歳計外の処理ということになりますが、お返しいただき、それを当事者のほうに町のほうから返還をするという事務処理を取ることになっております。なお、この件につきましては、相手方であり

ます、業務委託先に多大なる御迷惑をおかけすることになります。業務先の理事長、そして事務方の責任者に対しましてお話しを申し上げ、了承を得、今回の補正予算の提案に至っているところでございます。それから、支払のシステムの関係につきましては、担当課長のほうからお話しをさせていただきます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。会計課長。

会計課長（熊谷智子） それでは、私のほうから支払システム関係のほうについて御説明をさせていただきます。町からの公金を請求者への口座に振り込む場合ですが、まず、相手方には誰が、もしくはどこからという表示が、まず一番大事であろうかというところから、振込の表示につきましては、大郷町会計管理者という表示を現在させていただいております。この表示の方法ですが、大郷町の指定金融機関であるあさひな農協さん、そちらのほうのシステムを使わせていただいております。その表示は漢字で7文字、カタカナで14文字の表示しか出来ないとになっております。ですので、現在のところでは、これ以上の変更はできない。先ほども申し上げましたように、相手方には、まず誰から、もしくはどこから振り込まれたということが一番大事であろうということから、今後もこの表示については、変更しない方向でおります。先ほど経費の問題もお話しにありましたが、その辺につきましては、先ほども申し上げましたようにあさひな農協さんのほうのシステムということもございまして、そのことにつきましては、例えば、表示を変更するということになれば、そちらとの協議が必要になろうかと思っております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（赤間正幸君） 先ほどメンバーの中に教育課長が入っているという御質問でありましたけれども、教育課長につきましては、最終的な処分の決定時については退席をしているという、先ほど副町長の説明がありました。そうした中で、教育課長がそのメンバーに加わっていることについては、私は妥当だと思っています。そうした中で、最終的には退席しているということでありまして、妥当であると思っております。

議長（石川良彦君） 12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治議員） この職員の分限懲戒審査会の規程を見ますと、事情の聴取ということで、本人または関係者の出席を求め、意見を求めることができるということで、何も今回、今副町長からも話がありましたが、確認を行うために入ってもらったという話でございましたが、そうだとすれば、聴取の中で対応できるわけで、その辺についてはやはり、ここ

に課長がいて申し上げにくいのですが、そういう点では、もっともっと客観的な立場から聞く視点からも、この審査会の委員を増やすなり、あるいは、直接の管理の立場にあるものについては、遠慮してもらおうというのが筋ではないかと思うのですが、あえて今回入った目的というのも、状況なり事実関係の確認を行うということでありましたので、そうした場合には、この規程の中でも十分に対応できると考えるわけなんです、その辺については、今後について、もしこういうことがあった場合に、あっては困るのですが、その辺を改めて町長の姿勢を確認しておきながら、ぜひそのような対応も求めておきたいと思います。それから、今システムの関係で、確かにあさひな農協で、漢字が7文字とか、カタカナで14文字とか表記にあるようですが、その中でも、例えば会計管理者云々、会計管理者の字数をうまく使って、町で、例えば今回のシルバーに支払う場合には、町から委託料8月分とか、限られた数字の中で何とか相手に伝わる、その努力はできると思うんですね。例えば私たちの報酬を見てみますと、本当に長いオオサトチョウ云々という長さの中で、かつ細やかな表現はできないものか。その辺は速やかに改善すべきで、システムの改修をしなくてもできるのではないかと思うので。それから、支払ったものについては、改めて文書ででも、何月何日に口座に振り込んでおりますと、そういうこともできるのであれば、やっておかないとお互いに、先日の説明でも慣れということがそうさせた、あるいは極めて問題な発言でしたが、忙しすぎると。職場の職員が忙しすぎるといって、そういうことが審査委員会の中で、事情聴取の中で述べられたということ自体が、はたして、その職員がそこにおかれるという立場そのものが疑問に思うのですが、そういうことも含めてもっと厳しい対応をしておかないと、第2、第3のこともあり得ると思うので、何とか再発防止するためのもう少し毅然とした対応を求めておきたいと思うのですが、改めて、町長の管理責任者としての所見を求めておきたいと思います。これは、分限懲戒審査会の規程の中で、組織としては委員は職員の中から町長が任命するというので、あえて人数は定めていないわけですから、もう少し増やしてもいいのかなと思うのですが、この辺の考え方も、この委員の構成についてどのように考えられているのか、私は、もう少し増やす、あるいは必ずしも管理職ではなくということも思うのですが、あくまでも職員の中からということになっておりますので、平職員の中から出すということはいかがと思うこともあるわけですが、とにかく人数的にもう少し増やして、広く状況、意見を聴く

という、意見を求めるという内容にすべきではないかと思うのですが、その辺も併せてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（赤間正幸君） メンバーであります。適正な数の選任をしたと思っ
ているところであります。いずれにいたしましても、このようなことが二
度とないように、しっかりと職員の指導、あるいは綱紀粛正に努めてい
き、今後こういうことのないように努力いたしてまいりたいと思ってお
るところであります。いずれにいたしましても、職員の異動であります
が、当事者につきましては、この4月に異動させましてその職場から、
別の部署に異動させたということであり、今後しっかりと管理職のほう
から指導、監視なりしていただきまして、職員の姿勢を正してもらうよ
うお願いしているところであります。いずれにいたしましても、メンバ
ーにつきましては、私は適当と思っ
ているところであり、ただ、こうい
うことがないように願っており、今後しっかりと職員の指導、綱紀粛正
に努めてまいりたいと思っておりますので、なお一層の皆様方の職員に
対する指導、あるいは指摘等があればよろしく、町側に伝えていただけ
ればと思っ
ているところでございます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。会計課長。

会計課長（熊谷智子） 先ほどの文字数の件でございますが、実は議員さんの
ほうから御提案のありました1件ごとに、例えば町から電気料金です、
賃金ですということを、ひとつひとつ、お一人お一人表示するとなると、
一人一人の支払のシステムと申しますか、登録をしなければなりません。
そうなりますと、今は口座振込をするためには、一つのデータの中に何
百人というデータを入れて、その振込先が大郷町会計管理者ということ
で登録をさせていただいておりますが、そこ、お一人お一人となります
と、一つずつ、例えば電気料金を支払うとなると、4月分の4電気料金
という登録をして4月払います。今度5月分の電気料金となりますと、
また登録をし直してという、今の農協さんのシステムですとそういうこ
とになるそうです。その辺は確認したのですが、一つ一つ登録をしないと
表示はできないということでございます。なお、もう一度農協さんの
ほうとは再度確認をいたしまして、また違った方法があれば、今後検討
させていただきたいとは思いますが、今のところは、現在の方法から変
えることは、なかなか難しいかなと考えております。以上でございます。

議長（石川良彦君） 12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治議員） システムのほうで言いたいことは、やはり再発防止を

するために、相手方も信頼、一方こちら側も慣れということで、そういうことが生じた中で、不明な金の入金なりがあったからかなと思うので、再発防止するためにどうするかということを真剣に考える中で、私自身が考えに及ばない対応策があると思うので、ぜひそれは今回の教訓を活かして実施してほしいと。何も金をかけるだけが良い方法ではないので、それはわかるのですが、しかし実際にこういう問題が起きているわけですから、ぜひ再発防止の対策をお願いしたい。先ほど冒頭にお話し申し上げましたが、5月24日に戒告を受けた際に、本人に確認したところ、問題ないと言われたと。現に4月の、ひと月もたたないうちにやっているわけですから、私は、聞いたところなかった、それで問題なしという、それで済むのではないのではないかと。もっと公金を取り扱っている町全体の中で、問題がないのかどうか、洗いざらいチェックする必要があるのではないかと思うので、現に、自分たち自身が裏切られたということがあるわけですから、5月24日の段階で実は、2ヶ月もたたない前に2件19万なにがしを出していたんだと。本来であれば、審査会のあり方にもっと厳しさがあれば、あるいは出てきたのではないかと、それをこの人たち、ここでこう言うておけばばれないのではないかというような甘さが結局は、5月24日に戒告を受けて、それから7月19日にまた受けるということは、そういう状況が現に出ているわけですから。これは職員をもっともっと働いてもらう一方で、きちんとした手続きに則った会計処理がなされているか、支払いがされているか、仕事がされているか、その辺などもこれを教訓に活かしてまちづくりに励んでもらうような働きをしてほしいなと思うのですが、少し甘いのが今回1件目の5月24日の戒告の時の、見つけられなかった状況があるわけですから、その辺について深く深く反省の言葉があっただけだと思っております。今回の2件以前に。そのことについて、どういう認識なのか。その後職員に対して、どういう厳しさを持って対応しているのか、それを改めてお聞きしておきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（赤間正幸君） この職員につきましては、以前からさまざまな事務的な手続き等に遅れを来しておりました。そうした中で私は何回となく口を酸っぱくして、彼から見れば、また、こんなことでという思いでいたかもしれませんけれども、指導してまいりました。そうした中で、よもやこのような自分の金で支払ったという行為、まさにはならない、誰もが予想しないような事態が発生したわけでありまして。そうした中で

1 回目の処分については甘かったのではないかという御指摘でございますが、当然甘いと言われれば甘い、こちらから側から見れば適正妥当な処分を下しているという思いでおりますが、いずれにいたしましても、今後はしっかりと職員等については指導してまいりたいと思っているところであり、そうした中で、この問題が発覚した時点で、早期に課長会議を開きながら、全職員の庁会を行いしっかりと指導したところであります。いずれにいたしましても、私の指導力不足ということでありますので、なお一層今後とも職員には厳しく指導してまいりたいと思っておるところであります。以上でございます。

議長（石川良彦君） 調査の甘さがあったのではということについて副町長から答弁願います。

副町長（吉田喜久夫君） 御指摘のとおり、前段での審査会におきまして、他にこういった事案がないのかにつきましての調査が不足をしておりました。このことにつきましては、深くお詫びを申し上げたいというふうに思います。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。7番和賀直義議員。

7番（和賀直義君） 今の質疑の内容を聞いて理解しましたが、私費の立て替え払いは自治法で禁じられていると全員協議会で説明があつて、これは会計事務を正しく執行するためにそういうふうに理解しておりますが、どうしても、緊急に私費で立て替えなければならないということがあるのではないかと私は思うのですが、その場合はどのようにして認めておるのか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。会計課長。

会計課長（熊谷智子） 通常立て替え払いということは、和賀議員さんがおっしゃるように禁止されております。それでも、どうしても立て替えをしなければいけないという事案が発生した場合には、御本人が立て替えした受領書を持って、その受領書を持って、その予算のある項目から支出伝票を起票しまして、町の会計処理をいたしまして、その立て替えた分を立て替えた本人に払うという形を取らせていただいきまして、伝票には立て替えした理由及び状況について添付書類をつけていただいているという状況でございます。

議長（石川良彦君） 7番和賀直義議員。

7番（和賀直義君） どうしても緊急の場合は認めているということですが、それが、本当に公になっていけばいいのですが、その都度その都度やっていると・・・本当に公にしているのであれば職員も安心することがで

きると思うのですが、そういう緊急時の場合が公になっているのか。そしてまた、やはり今回、ペナルティのほうばかり強調されているように思うが、本人に対してもなんか気の毒かなと思ってしまうのですが、きちんと、今回の経過と措置というものを整理して、全職員に徹底すべきではないかと思いますが、この件に関して所見を伺います。

議長（石川良彦君） 副町長。

副町長（吉田喜久夫君） 今回の事案を受けまして、先ほど町長のほうからこの事案発生後の町としての対応についてお話がございましたけれども、いずれにいたしましても、今回の件につきましては毎月発生する委託業務の支払いでございます。したがって、受託事業者のほうから、業務報告書が上がってまいりまして、その後に請求書が上がってまいります。したがって、その時期、時期に担当となる職員が支払行為を適切に行っていれば、こういった事案については、発生するものではございません。したがって、町の、職員のサービスにあたっての規程、それから、今回は財務関係に関することでございますけれども、町の財務規則、並びに町の条例、規則、そして地方公務員法を再度遵守した中で、それぞれの課内の業務にあたっていただくということを町長のほうから、課長、そして職員のほうに強く指導しておるところでございますので、そういった内容で再発の防止に努めていきたいというふうに思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。若生寛議員。

5番（若生寛君） 今回の2件あったわけですが、その2件ともお話しによりますと同じ団体と聞きました。その中で、シルバー人材センターについては、町の外部団体といいますか、関連団体といったらいいか、そのような関係かと思われるのですが、確認に事務さえしていただければ、このようなことはもっとこうなる前に済んでいたのではないかとと思われるのですが、シルバー人材センターへの指導といいますか、今回の、この事案についての請求ミスといいますか、請求があまりにも杜撰ではないのかなと思われるのですが、その辺の町としてのシルバー人材センターへの指導については、どのように考えているのか。もしありましたら、どのような指導があったのかお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。副町長。

副町長（吉田喜久夫君） 前回は、今、相手先のお名前が出ましたけれども、シルバー人材センターではございません。別な業者でございました。したがって、今回、シルバーへの指導ということでございますが、シ

ルバー側からすれば、平成 27 年 8 月分の受託業務につきまして、業務の完了報告書を町側に提出し、それに基づき請求書を提出されておるわけでございますが、それを町としては受領しておりますが、支払を怠ったと、そして、期間が過ぎてから会計管理者の名前の中で、自らのお金を支払ったということでございます。したがって、シルバーとしては、請求事務、手続き等を怠ったということではございませんので、あくまでも、町としての事務処理の不適切な流れがあったということでございますので、むしろシルバーさんには、今回の事案につきまして、私最初の答弁の中でお話しをさせていただきましたが、今後の 28 年度においての事務処理が出てまいりますので、大変シルバーさんには申し訳ないというふうに思っておりますのでございます。

議長（石川良彦君） 若生寛議員。

5 番（若生寛君） 組織とした場合、請求をして入ったか、入らないかという確認は必要かと思うのですが、その確認の元に問い合わせなりが必要があった場合は、どのような対応をしてほしい云々というような、ある程度、委託先にはお願いしておくような必要があるのではないかと思います。その辺はどうお考えでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。副町長。

副町長（吉田喜久夫君） シルバーさんのほうからは、今回の当該職員に対しまして、いわゆる支払いが滞っている中で、幾度となく請求といえますか、督促の電話等の連絡があったということでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。8 番高橋重信議員。

8 番（高橋重信議員） 罰金刑とか、知能的な犯罪ではなく、これは、毎月請求が上がってきていると。ダブルチェック、その機能がきちんと働いていれば、最終的には担当課長が決裁するわけですが、その中で、判明出来るのかなど。それを担当者一人だけにやってきているのではないか。その辺の見解をお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。副町長。

副町長（吉田喜久夫君） 支払につきましては、担当者が起票をし、伝票の関係ですが、起票し、担当課長が決裁をし、金額によって私のところまで来る分もございまして、町長のところまで上がって行くものもございまして。ただ、一つ一つ課長、その担当者以外の上席の者についてのチェックにつきましては、いわゆる金額なり、請求どおりの支払いになるのかどうか等々のチェックはいたしますけれども、いわゆる毎月の委託業務の中で、これはまだ 8 月分決裁がないのではないかとというようなチェッ

クはなかなか難しいものがございます。したがいまして、これにつきましては、担当レベルの中で、いわゆる一人ではなくて、相互にチェックをした中で、支払事務を執行するように改めて指導してまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。9番石垣正博議員。

9番（石垣正博議員） 事務管理については、大変大事なことだと思います。なぜならば、小さなことが大きな事故につながるということですよね。今話を聞いておりますと、2回目ということがわからなかったのですが、そういうことがあって、またあるということは、今、町長がお話しされたように、庁会で皆さん職員を前にしてお話しをした。これだけではどうにもならないのではないですか。本当の抜本的な対策の見直しを考えなければ、再三出てくる。どういうことをするか。例えば定期的な検査、監査体制を十二分に持って行くとか、そういうことをしないと、また発生するのではないか。そういうことを考えると私は庁会をして、皆さんにそのことをお伝えした、今後ないように、これだけでは足りない。抜本的な改革が必要ではないかと私は思いますが、町長の所見をお聞きします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。副町長。

副町長（吉田喜久夫君） 庁会の中で、再発防止について総体的なお話を町長のほうからしておりますけれども、その中であって、いわゆる課長会議等におきまして本町の財務規則がございまして。その流れで、支払いに至る順序立てがございまして。それにつきまして、それぞれの職員がこういった負担行為、支払いに携わる職員が、さらにそれを規則等々を確認した中で、事務事業を進めていくこと、そして課長さん方には、強くお願いしたところでございましてけれども、そういった事務的な流れにつきまして課員の職員に対して、さらに指導の徹底を図っていただきたいという内容での、職員に対しての指導を進めておりますので、今までも進めてきたわけがございましてけれども、さらに進めておりますので再発防止に対して、そういう姿勢で取り組んでおるということを御理解いただければというように思います。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 今、副町長答弁したことに尽きるわけではありますが、まず抜本的ということではありますが、いずれにいたしましても課長会議、庁会等を通じながらしっかりと指導してまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。
これより討論に入ります。ございませんか。

〔「討論省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって
討論を終わります。これより 議案第 41 号特別職の職員で常勤の者の
給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
を採決いたします。この採決は起立により行います。お諮りします。本
案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔 賛成者起立 〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって本案は原案どおり可決
されました。

日程第 4 議案第 42 号 和解及び損害賠償の額の決定について

議長（石川良彦君） 日程第 4 議案第 42 号 和解及び損害賠償の額の決定
についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。
総務課長。

総務課長（小畑正勝君）

議案第 42 号 和解及び損害賠償の額の決定について

町は、平成 28 年 3 月 10 日に発生して大郷町住民バス運行中の交通事
故に起因する和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法
（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定に
より、下記のとおり和解及び損害賠償の額を決定するものとする。

記

1 損害賠償額 なし

2 和解の相手方 所在地
名 称



3 和解の内容

平成 28 年 3 月 10 日午後 0 時 55 分頃、大郷町住民バス（宮城 200 は 558）

が、黒川郡大和町鶴巢大平字鷹ノ巢 84 番地の 7 において、大和町方面へ走行中、対向してきた [REDACTED] の車輛（ [REDACTED] ）がセンターラインをはみ出したことにより衝突し、双方の車輛が破損したもので、相手方の過失割合を 10 割とし、町に賠償することを条件に和解する。

平成 28 年 7 月 29 日提出

大郷町長 赤 間 正 幸

今回の決定の理由について申し上げます。本件の交通事故につきましては、大郷町住民バスの指定管理者が運行業務中に相手方の過失により生じたものです。和解協議の結果、相手方の過失割合を 10 割とすることで、協議が整い今回和解するものです。相手方は賠償金として、車両損害分 259 万 6,000 円、その他一切 160 万 7,232 円、レッカー代 9 万 6,768 円、合計 430 万円で和解するものです。なお、レッカー代 9 万 6,768 円は直接業者へ支払い、車両損害分とその他一切の 420 万 3,232 円を町に支払うものです。本件、事故を受けた住民バスは修理不可能の廃車状態に至りました。今回の賠償金により、町がリース会社からのリース車両である当該車両のリース中途解約金、事故車両のリース料金と代替車両購入費用として、充てるものでございます。

以上議案第 42 号について、よろしく御審議のうえ御可決賜りますようお願いし、提案理由の説明といたします。

議長（石川良彦君） これを以って提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。ございませんか。12 番千葉勇治議員。

1 2 番（千葉勇治議員） 今回、相手方の過失割合が 10 割ということで、本当にこちら側に乗客がいなかったということで、例え相手方が 100 パーセント悪くても、もし乗客がいて怪我、あるいはそういうことが生じれば、これは取り返しのつかない事故だったということで、本当に言葉として適当かどうか分かりませんが、不幸中の幸いだったという感じな訳で、今回の和解については、私は素直にこちらの主張が認められたということで評価するわけでございますが、只今申し上げましたとおり、この民間住民バスの委託している会社について、先日の全員協議会でも、また、今回行政処分を受けたという報告を受けまして、それで、町長は全員協議会の中でこのような答弁をしております。「私と課長で、東北陸運局に行って、実態を確認してきた。その際、観光部門についてこのような実態だったと。住民バスについては何ら問題ないとの話だった」とのこ

とであります。今回のこの東北陸運局の指導内容を見てみますと、道路運送法 27 条第 2 項ということで、いわゆる輸送の安全等に対する違反行為ということで、1 点が先日ありましたように、運転者に対する指導監督違反、2 点目が運行管理者の研修事項義務違反、そして、先日説明から漏れているのではないかと指摘した 3 番目の輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反と。この 3 つについて陸運局では 28 年の 1 月 25 日、1 月 28 日及び 2 月 9 日の監査に基づいた結果を、このような道路運送法第 27 条第 2 項に違反するというので 20 日間の運行、使用停止、輸送施設の使用停止ということで受けておるわけですが、町長、住民バスには問題がなかったということでございますが、今回、この 27 条の条項を見てみますと、一般旅客自動車運送事業に対する今回の違反行為が指摘されているわけですが、この中で住民バスに対して問題がなかったという判断は、何に基づいて判断されているのか。その辺についてお聞きしておきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） それではお答えしたいと思います。まず、行政処分の関係ということで、1 件報告漏れという御指摘がございましたが、その部分からお答えをしたいと思いますけれども、こちらのほうですね、これは、私のほうで行政処分の下された書類のほうを確認しておりました。報告漏れの部分は、今回の行政処分の車両の運行停止に関する書類の続きの分ということで、書類のほう誤認をいたしまして、報告が漏れた内容となっております。漏れた内容というのは、文書警告という部分で、厳密に言うと、行政処分という範疇ではないのですが、法令違反をしたということについては、間違いのない内容となっております。その内容が、当指定管理者のほうで、過去においても行政処分を受けておったのですけれども、その事実のほうを、事務所内に掲示をしていなかったということに対して、運輸局のほうから指摘がありまして、文書警告がされたということでございまして、先般の報告につきましては、私の確認不足ということもありまして、非常に御迷惑をお掛けしましてこの場でお詫びを申し上げたいと思っております。それで、行政処分そのものの運行の停止という部分についてですけれども、運輸局の命令書を見ますと、一般貸し切り旅客自動車運送事業について法令違反があったと、いう言い方をされておりますので、これを持って直接的に住民バスの運行という部分に対しての運輸局での法令違反を認めたものではないというふうに認識をしております。とはいえ、同様の事業者によりまして住民バ

スが運行されておりますので、その後住民バスの関係につきまして、そういった安全指導のほうが行われているかどうかというのを、先般の全員協議会でもお話しを申し上げましたとおり、実地で、協定に基づきまして実地調査という形で、いろいろな書類の原本等を確認させていただきながら、指定管理者については指導を行ったところでございます。

議長（石川良彦君） 12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治議員） 只今、違反行為の概要について3番目について補足説明があったわけですが、いわゆるこの3番目の問題については26年の8月に指摘された、ここに違反行為の概要ということで、1つは点呼の記録義務違反、2つ目には、初任者運転手及び高齢運転者に対する適正診断受診義務違反、このことについての指導を受けたことを、きちんと見えるようにしておきなさい、公表しておきなさいということがされなかったから、それが、今回の3番目のものになったということで、今回の直接の原因ではないが、そういう前の行為に対する、いわゆる公表するという義務を怠ったという話でありましたが、そこにこそこの会社の問題があると思うんです。要は、特にこの2番目の初任者運転手、高齢運転者に対する適正診断受診義務違反、これが運転者が朝晩寄るところに表示されていることによって、「私の会社では、本来こういうやるべきことをやっていないのか」という認識を持たれると、それこそ職員の士気にも影響するという考えがあったのか、それを本来正すという気持ちになれば、自ら表に出してこういうことを指導を受けたから、皆さん一緒に頑張りましょうというのが、本来の経営者のあり方であろうにも関わらず、その指摘を隠して今回、改めて指摘されたということは、果たして、今回この会社が2回目なんです、それも2014年と2016年ですから。1、2年後になっているわけです。果たしてこういう方々が今回は観光客を相手の、運送法で定めている一般旅客自動車運送事業の種類一般貸し切り旅客自動車運送事業に該当するので、私たちの住民バスは別だと言いながらも、ただ、一般旅客自動車運送事業に関わるものだとすることで指摘されているということは、運転、種類全般に関わる大きな位置付けがあるわけですから、私、そういう点で指導する、あるいは問題が出た場合には、みんなでそれを解決していこうとするそういうチームワークをつくる中でも、どうもこの会社にはそういう点が欠けているのではないかという考えを強く抱くわけで、そういう点で、先日も町長に強く改善の申し入れをすべきだということで、町長も実施する約束をしましたが、約束だけではなく文書なりなんなりで、その辺に

ついて厳しく今後の安全運転を促すための指導を図っていくべきだと。また、状況によっては、運行の委託事業の取り消し、あるいは変更も含めた中で、それぐらいの姿勢で行かないと、1回、2回、これも先の問題も2回目で云々ですが、今度何か起きた場合には、本当に町長の委託、お願いしている代表者の信頼が、大きな信頼を損ねることになりますし、もちろん、どういうことかという、町民全体に対する極めて不信感を抱かせることになりますので、強くこういうことが2度とされないような行政処分を受けないような運行、一般旅客自動車運送事業の推進といえますか、展開を図るべきだということを改めて強く委託業者、委託している町から要請すべきだと思うのですが、町長の所見をお聞きしておきたいと思います。（「議案の内容に関しない質問でないか」という声あり）

議長（石川良彦君） 続けてください。

12番（千葉勇治議員） そういうことで、町長の今回の損害賠償が生じた関連で、私はこれがあつたんでは、常日ごろ事故を起こしているような、違反を起こしているような会社では困るんで、ぜひそういう点で強く指導を求めるべきだと、改めて要望し町長の答弁をもらいます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（赤間正幸君） 過般の全員協議会でお示ししました。その後、終了後課長と、強く指導徹底するよという、ということで、課長が会社のほうに通達を出しているところであり、なお、私も課長と一緒に会社に出向いて、強く指導してまいりたいと思っているところでもあります。

議長（石川良彦君） ここで10分間休憩いたします。

午 前 11時04分 休 憩

午 前 11時13分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。質問につきましては、議案第42号に関しての質問に限らせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。8番高橋重信議員。

8番（高橋重信君） 今回の議案に関して、この観光バス、答弁の中では何ら問題もないとか、今までずっとこの住民バス関係も答弁を聞くと議会でチェックしながらやっ行ってこうという中、業者の言い訳をしているのかなという部分があるんですよ。適正な処置なり、指導なりきちんとしバス停ですか、子どもがバスに乗ることができなかった、あるいは反対に乗せないで行ったのかなという質問もしたのですが、その後どうい

その時の答弁では、何ら報告を受けていないとか、そんな話を執行部として、あるいは委託しているところに対して、議会も中で答弁をすべきものではなく、しっかり調べてこれこれこういう訳だったと、そういう答弁を求めて行きたいと思うし、また、この行政処分を受けたものが、重い軽いではないんです。処分を受けた、そのものが重要なんですよ。やはり、今まで質問がありましたけれども、だめなものはだめで代ええなければならぬし、しっかりした指導していただきたいし、また、何とかしていききたいということ、答弁を聞くと。その辺をしっかり指導して、住民バスなり観光部門といえども、そのバス会社がしっかりとしたものを今後もやって行くためのもの、その辺の見解。町長からの答弁、先ほども聞いておりますが、もう一度その辺の見解を

議長（石川良彦君） 重複する内容でございますので、この質問については、このことについては、高橋議員が、過去に指摘していた内容と同じでありますし、前者の質問とも重なるものでありますので、手短に町長。

町長（赤間正幸君） 今回は、和解と損害賠償という案件であります。以前の質問に関して出たわけではありますが、今回は100対0ということで、町としては、まず、満足しているところであり、さらに、過去の話でありますけれども、今後しっかりと指導してまいりたいと思います。以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。7番和賀直義議員。

7番（和賀直義議員） 今回、損害賠償額として120万円を請求するよという内容で・・・違いました420万円ですね。というふうに理解しておりますが、損害賠償額なしとなっておりますが、これは・・・ここに損害賠償額書く必要はないんですか。それ・・・

議長（石川良彦君） 過失割合が、相手方が10割ということの内容でございます。

7番（和賀直義議員） わかりました。

議長（石川良彦君） 数字については、全員協議会でも説明、また、次の議案で、補正で出てまいります。

7番（和賀直義議員） わかりました。あと、直接関係ないのかもしれませんが、運転手への補償というのはどのように進行されているのか。それは町としては関係ないから、してないのか、そちらの補償がまだ終わっていないのに、うちだけ先行してしまって、むこうの補償の交渉経過に悪い影響を与えることはないのか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。ドライバーさんに人身部分

の示談の話だと思いますが、この件につきましては、本件とは別件といったしまして、ドライバーさん本人と相手方の間で示談のほうで成立をしております。その中で休業補償等を含めて対応がされたというふうに伺っております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。2番大友三男議員。

2番（大友三男君） 一応、和解案の件についてですが、相手方が100パーセントということで、示談金として420万円なにがしがここに提示されておりますが、一般会計補正予算で、次の案件にも絡むと思うのですが、まずその前ということで、全員協議会の資料の中で、さらに差額分補正予算のほうにも出てきますが、100万9,000円という差額が出てくるんですね。今後車両を確保する金額とか、それに伴ったいろんな備品みたいなものですかね、リース料なんかもここに・・・全協の資料の中にありますけれども、私としては、これ以外に和解するにあたって、この間いろいろと教育課や公民館長から代車として使っているBGバスとコミュニティバスの使用状況というものを提示していただいたのですが、その中で3月10日から6月いっぱいまで提出していただいておりますが、相当な日数運行しているんですね。それで、私担当課のほうにお聞きしたところ、その維持費、燃料費以外の維持費、それは全部担当課が負担するという事になっているようなので、その部分も本来ならば和解のほうの金額に上乘せするべきではないのかと。今現在、委託料で支払っているのは、ここに書いてある558というリース車両の部分の委託料という、その部分を支払っているはずですが。この民間会社さんに。そのほかに、この代車として使っている部分、本来ならば、これを民間会社さんのほうに請求するべきなんでしょうけれども、それは規定上それはできませんという話も聞いております。ですけど実際問題として、消耗品というものがこの一月でも出てくるわけですよ。この期間使っているわけですから。それが全く違う担当課、教育課なり公民館のほうでの負担ということになるということは、ちょっと、この部分も和解の中に含めなければならぬのではないかというふうに私は思うんですけれども、その件に関して答弁をお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。全員協議会のほうで提出させていただきました資料の中でもお示しをしておりますとおり、今回の相手方との賠償の中身というのは、まず車両の損害分があって、それから事故車両のレッカー代がございまして、それからその他一切の経費と

いうことをまとめて合計で430万という賠償額を協議のうえ合意に至ったわけですけれども、積算の仕方はいろいろ議員おっしゃるとおりの部分もあるのかなと思いますけれども、賠償額その合計額自体の問題で申し上げますと、これ以上町のほうで請求額の上乗せというのは、交渉の中で、非常に困難なのではないかなというふうな感触を受けておりまして、これまでも当初の賠償請求額は、一番初めとしましては車両の損害分の259万6,000円だけだったものを、町のほうで住民バスの運行にかかる損害はそれだけではないというような交渉をしながら、今回御提案した金額に至ったものですが、さらにこの金額、上乗せというふうなことになるまいりますと、和解という範疇ではなくて、裁判というステージに移行する可能性が非常に大きくなってまいります。そうなりますと、それに関する時間的ないしは金銭的な費用がかかることはもちろんですが、裁判となった場合に、この430万円が勝ち取れるかどうかという保障は全くございません。むしろ、当初の車両の損害部分だけで結審される可能性も非常に大きいというようなお話を伺っておりまして、賠償額としていろんな積算、あるいは積み上げの仕方の考え方はいろいろあるかと思いますが、和解として決着するには、総額としてこの金額が限度であるというふうに判断いたしまして、今回御提案をしたものとなっておりますので、御理解をお願いいたします。

議長（石川良彦君） 2番大友三男議員。

2番（大友三男君） そうしますと、この件から少しずれるかもしれませんが、そうしますと教育課なり公民館がそういう、元にあるBGのバスなり、コミュニティバスのほうの損料みたいなものというものは、なかなか回収しかねるということになるのでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。回収しかねるというよりは、町と相手方との損害賠償の金額はこれで限度というふうに判断したということでございます。

議長（石川良彦君） 2番大友三男議員。

2番（大友三男君） 今の件はそれなりに聞きとめました。さらに、もうひとつ、先ほど各議員から質問なりがあったアスカ観光さんの処分の関係についてなんですけれども、地域振興公社から今の民間会社に委託する場合に、理由として町の指導に全く従わない状況、従えないそういう状況の中で、その内容も苦情といたしますか、お客さんに対してのサービスと

いうものが問題にされて、今の民間会社さんに委託という形になったと思うんですけども、今回、今の民間会社さんは先ほど言われている、2回も行政処分、要するに法違反なんですね。法に触れた会社なんですね。これに関して、簡単に聞きますけれども、どちらが、要するにモラルの件と法違反の件と、どちらを重視するんですか。

議長（石川良彦君） 法違反で言うのは、ここでは10対0ですから・・・過失ゼロという話であります。

2番（大友三男君） そういう話ではなくて・・・先ほど、各議員が質問していた、その中でのどちら・・・

議長（石川良彦君） そのことについては、本議案とは関係ないので、別の機会に御質問願いたいと思います。

2番（大友三男君） この中でお聞きすることはできないのでしょうか。

議長（石川良彦君） 次回、別の機会にお願いいたします。

2番（大友三男君） はいわかりました。別の機会にお聞きしますので、きちんとした答弁をお願いいたします。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。5番若生寛議員。

5番（若生寛君） 今の大友議員に関連することかもしれませんが、アスカ観光バスで代車として使ったBGのバス、大松沢のコミュニティバスの件なんですけど、あれに関しては使用料というのは発生しないわけなんですか。貸した場合。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えいたします。コミュニティ等との取り決めの中で、町が使用した場合にはそういう経費は発生しないということになってございます。

議長（石川良彦君） 5番若生寛議員。

5番（若生寛君） 町が使用したと理解するべきなのか、委託先のアスカ観光バスが使用したのかという、その辺の理解ができていないのですが。詳しく説明をお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） お答えをいたします。本件のバス運行に関しては、自家用有償車両の運行ということで、町が運輸局から許可を受けてございますので、町が使用しているということになろうかと思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第42号和解及び損害賠償の額の決定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第43号 平成28年度大郷町一般会計補正予算(第2号)

議長（石川良彦君） 日程第5議案第43号平成28年度大郷町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） 議案第43号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。補正予算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

議案第43号 平成28年度大郷町一般会計補正予算(第2号)

平成28年度、大郷町の一般会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ541万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億5,862万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年7月29日 提出

大郷町長 赤間正幸

今回の補正予算でございますけれども、去る3月10日に発生をいたしました住民バスの事故に関する和解協議が整ったことによるリース料の精算金、及び代替え車両の購入費、並びに過年度支出となる社会教育施設管理と委託料を計上した内容でございます。歳入については、賠償

金のほか、財政調整基金により調整をいたしております。それでは、第1表によりまして、内容の御説明を申し上げたいと思います。3ページをお開き願います。まず歳入です。第18款繰入金第1項基金繰入金120万7,000円の増は、財源調整のための財政調整基金の繰入金でございます。第20款諸収入第5項雑入420万3,000円の増は、住民バス事故に係る賠償金となっております。以上歳入補正額、合計541万円となります。続きまして歳出です。第2款総務費、第1項総務管理費521万2,000円の増は、住民バスのリース料及び代替え車両の購入費でございます。第9款教育費、第5項社会教育費19万8,000円の増は、過年度支出となる平成27年8月分の施設清掃並びに管理業務委託料となっております。歳入歳出それぞれ541万円を追加いたしまして、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ49億5,862万3,000円とするものでございます。

以上の内容でございます。次ページ以降の事項別明細書をご覧くださいまして、御審議のうへ、御可決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（石川良彦君） これを持って提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治議員） 今回の第9款の教育費、6ページですが、3万7,333円ということで、先ほどのいろいろ、職員の不適正な処理についてあったわけですが、これまでの説明を聞いておりますと、例えば一番新しいもので、2件で19万7,069円の未払いがあったと。それを身銭で4月28日に業者に払ったということで、19万7,069円の金額がここでは出ていないのですが・・・どう理解したらいいのでしょうか。、3万7,333円の内容について、詳しく説明をお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育課長。

教育課長（浅野辰夫君） お答えいたします。6ページ目の9款5項で今回補正予算を計上させていただいておりますのは、19万8,000円になります。施設清掃業務と施設管理業務、平成27年8月分の未払い分の合計金額を計上させていただいているところでございます。以上でございます。

議長（石川良彦君） 12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治議員） それから、前の分の3万なにがし・・・

議長（石川良彦君） 千葉議員、それは先日説明があったのですが。出納閉鎖前に・・・

12番（千葉勇治議員） そうしますと、19万8,000円ですが、端数の19万7,069円ということで、若干の含みを持った金額と理解していいんですね。それから、今回公用車購入ということで497万9,000円組んでいる

わけですが、このことについては、今回の賠償の和解成立と合わせてですが、どういう内容のものが、いつ頃までになるのか。これはある面では、外装も含めた、すべてにおいて最終的に乗れる金額ということで、その後また補正、補正で追加されることはないと思うのですが、そのようなことを期待しながら、お願いしながら、今回の購入費についての考え方を説明いただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） それではお答えいたします。まずはじめに、第9款の予算の関係ですけれども、予算計上におきましては、御承知のとおり千円単位ということになっておりますので、その辺まるめて予算を計上することとなっておりますのでございます。それから、バス購入の部分ですけれども、これも全員協議会のほうで御説明申し上げたところでございますが、基本的には、現在と同型の車両を中古で購入し、それに運行できるまでの仮装備等々を含めた中での予算ということで計上させていただいておりまして、基本的にはこの範囲内におきまして、車両の検討をしていくというようなことになってございます。なお、その時期ということは、今の段階で明確な時期というのは申し上げられませんが、車両の見通しが立てば、すぐに契約行為のほうに入りたいと思えますし、同型の車両について、手配が難しいということになれば、一応マイクロバスも念頭におきまして、今後決定していくというような内容としております。というわけでございますので、現時点で明確な、いつまで、どのような車両というようなお答えを明確にはできませんが、そのような方針の中で、今後内部的に意思決定してまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第43号平成28年度大郷町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求

めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

以上を以って、本臨時会に付議された事件の審議は、全部終了いたしました。これにて平成 28 年第 4 回大郷町議会臨時会を閉会といたします。大変御苦労さまでした